

## <大学院言語文化研究科における学位論文に係る評価に当たっての基準について>

本研究科及び各専攻が定める手続きにより提出された学位申請論文は、以下の体制及び基準に従って審査する。

### 1 修士論文

#### 1.1 審査体制

論文審査に当たる審査委員会を設置する。審査委員会は、本研究科教授2名以上、または教授1名及び准教授1名以上をもって組織し、主査1名（主指導教員）、副査2名（副指導教員1名を含む）を置くものとする。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、本研究科教授会において審査のために必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等を委員に含めることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの修士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

#### 1.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施する。また、学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

#### 1.3 評価項目及び基準

論文評価に当たっては、以下の諸点が考慮される。

- ・ 独創性：論考に独創性があるか。
- ・ 継承性：取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対して論文の位置づけができていないか。
- ・ 実証性：適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。
- ・ 論理性：論が論理的に展開されているか。
- ・ 明確性：適切な表現が用いられているか。

#### 1.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目を全て満たすと審査委員の全員が認める場合、修士論文として合格とする。

## 2. 博士論文

### 2.1 審査体制

論文審査に当たる審査委員会を設置する。本研究科教授2名以上をもって組織し、主査1名、副査2名以上を置くものとする。主査及び副査になれる者は次のとおりとする。なお、研究科教授会において審査のために必要があると認めるときは、他の大学院等の教員等を委員に含めることができる。

- ・ 主査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、学術的な視点からの博士論文の審査等全てが円滑に進むよう統括できる者とする。
- ・ 副査になれる者は、論文内容の専門分野と関係の深い学術領域に精通し、審査において専門的な意見を述べる者とする。

### 2.2 審査の方法

学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施する。また、学位申請者は、以下の論文評価の各項目について、主査と副査による査読、及び口頭試問を受ける。評価項目の中から、当該論文の専攻分野における研究及び修学内容の特性に相応しい評価項目を定めて評価を行う。なお、当該の特性を反映した評価項目を追加することができる。

### 2.3 評価項目及び基準

論文評価に当たっては、以下の諸点が考慮される。

- ・ 独創性：論考に独創性があるか。
- ・ 継承性：取り扱うテーマに対して従来の研究を十分理解し、先行研究に対して論文の位置づけができているか。
- ・ 実証性：適切な典拠・データに基づき論が展開されているか。
- ・ 論理性：論が論理的に展開されているか。
- ・ 明確性：適切な表現が用いられているか。

### 2.4 学位論文が満たすべき水準

上記の評価項目を全て満たすと審査委員の全員が認める場合、博士論文として合格とする。